

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 出張費に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人埼玉県医療社会事業協会（以下協会という）運営要領第5条の規定に基づき、会務のため出張する旅費に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は運賃（鉄道・船舶・航空・バス）、宿泊料、参加費とする

(旅費の計算)

第3条 運賃は合理的な順路により計算された運賃を支給する。

- 2 必要に応じ旅客運賃のほか、特急料金を支給する
- 3 必要上宿泊を要した時は、理事会の承認を得て宿泊料を支給する。
- 4 宿泊料の額は別表に定めるところによる。
- 5 参加費が発生した場合は、理事会の承認を得て参加費を支給する。

(出張報告)

第4条 出張が終了したときはすみやかに理事会に報告しなければならない。

(経費節減努力義務)

第5条 出張する者は、割引利用料を積極的に利用するなどして経費節減に努めなければならない。

(改廃)

第6条 この規定を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

《附則》

この規定は、平成28年8月11日から施行する。

別表（第3条関係）

宿泊料	実費支給 但し1泊7,000円限度とする
-----	----------------------